

入札説明書等配布一覧表

入札の名称【令和９年度山形県自動車税納税通知書用封筒への広告掲載権利の売却に係る入札】

No.	名称	部数等
1	入札説明書 (添付様式) ・一般競争入札参加資格確認申請書（様式第１号） ・県内事業所一覧表（様式第２号） ・契約履行実績一覧表（様式第３号） ・暴力団排除に関する誓約書（様式第４号） ・社会保険・労働保険加入状況一覧表（様式第５号） ・競争入札に関する質問書（様式第６号） ・入札書（様式第７号） ・委任状（様式第８号）	1 部
2	令和９年度山形県自動車税納税通知書用封筒への広告掲載権利の売却に係る仕様書 (添付資料) ・広告掲載イメージ	1 部
3	令和９年度山形県自動車税納税通知書用封筒への広告掲載権利の売却に係る契約書（書式）	1 部

(注) 上記内容について、落丁等がないか確認してください。

山形県総務部税政課

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和9年度山形県自動車税納税通知書用封筒への広告掲載権利の売却に係る入札公告に基づく一般競争入札について、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）、山形県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）、令和9年度自動車税納税通知書用封筒広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）及び関係法令により、広告等に係る基準及び公募の手続きを定めるほか、広告事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

1 担当部局等

契約、仕様書に関する事務を担当する部局等（以下「契約担当部局」という。）
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
山形県総務部税政課企画担当 電話番号023(630)3234

2 令和9年度山形県自動車税納税通知書用封筒への広告掲載の流れ

（日程等は別紙のとおり）

(1) 一般競争入札の広告

- ・ 契約担当部局は、県ホームページに入札公告を掲載し、入札説明書を配付（契約担当部局内及び県ホームページ）

(2) 入札参加申し込みの受付

- ・ 一般競争入札は、事前の参加申し込みが必要
- ・ 参加申し込みを行う者は、必要書類を契約担当部局へ提出
- ・ 申込期限は必着となるため、郵送等の配達による提出の場合は、早めの時期に特定記録など確実に書類が届く方法により送付
- ・ 契約担当部局は参加申し込みを受付け後に、入札参加資格の審査を行う

(3) 入札参加資格の通知

- ・ 参加申込み者へ入札参加資格の審査結果を書面で通知

(4) 入札の実施

- ・ 入札公告で指定した日時に入札を実施し、その場で落札者を決定
- ・ 入札開始時刻に遅れた者は、入札に参加できない

(5) 契約保証金の納付

- ・ 広告掲載業務契約の締結にあたり、落札者は事前に契約保証金を納付
- ・ 契約保証金は、契約額の10%以上
- ・ 規則第135条各号のいずれかに該当する場合は免除

(6) 広告掲載業務契約の締結

- ・ 契約保証金の納付日で広告掲載業務契約を締結
- ・ 契約締結時に必要となる収入印紙は、落札者の負担

(7) 広告原稿の提出・審査

- ・ 落札者は、広告原稿を契約担当部局に提出
- ・ 契約担当部局は、広告内容を審査、決定

(8) 封筒作成（広告印刷）

- ・契約担当部局は、封筒作成業者へ原稿を入稿

(9) 契約代金お支払い

- ・落札者は、指定する期日までに契約代金を納付

(10) 封筒の納品・発送

- ・契約担当部局は、広告掲載封筒の納品確認後、落札者に見本を送付
- ・令和9年4月下旬又は5月上旬、納税通知書を封入した広告掲載封筒を納税義務者あて発送

2 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

- (2) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

3 入札参加資格の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するため、申請書を契約担当部局へ提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の審査を受けなければならない。

(2) 提出書類

提出書類は「令和7・8年度競争入札参加資格者名簿（物品及び役務）又は（工事・コンサルタント業務）」（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者と登載されていない者で提出する書類が異なる。具体的には下の表のとおり。

○：必要なもの、×：必要ないもの

番号	提出書類	競争入札参加資格者名簿に登載されている者	競争入札参加資格者名簿に登載されていない者
①	一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）	○	○
②	企業の業務内容がわかる会社概要	○	○
③	広告の素案 （他の広告媒体に掲載した原稿でも可）	○	○
④	県内事業所一覧表（様式第2号） 県内に本店以外の事業所等を有する場合に提出 （県内事業所が本店の1店舗のみの場合は提出不要）	×	○
⑤	契約履行実績一覧表（様式第3号） 任意様式可 国又は地方公共団体への広告掲載額が50万円以上の契約で、申請日より2か年以内のものがあれば提出	×	○

⑥	財務諸表 法人：申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書及び貸借対照表（１年分）又はこれに準ずる書類 個人：申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と貸借対照表（１年分）又はこれに準じる書類（所得税の確定申告書や所得税青色申告決算書の写し等）	×	○ 白黒コピー可
⑦	登記事項証明書（法人の場合） ※申請日から３か月以内に発行されたもの 発行機関：法務局	×	○ 白黒コピー可
⑧	身分証明書（個人の場合） ※申請日から３か月以内に発行されたもの 発行機関：市町村	×	○ 白黒コピー可
⑨	印鑑証明書 ※申請日から３か月以内に発行されたもの 発行機関：法人の場合は法務局 個人の場合は市町村	×	○ 原本
⑩	山形県税の納税証明書 ※納付すべき税額がない場合も、全ての法人及び個人事業主が提出すること 「全ての県税の滞納がない証明書」 ※申請日から３か月以内に発行されたもの ※申請者（本社）名で取得すること 交付様式は県ホームページからもダウンロード可 発行機関：山形県の各総合支庁税務担当課	×	○ 白黒コピー可
⑪	個人県民税の納税証明書 「個人県民税(住民税)の滞納がない証明書」 【未納があり納税の猶予を受けている場合】 ・「徴収猶予許可通知書」（猶予を受けている期間以外で未納がない旨を手書き等で記載すること） ※申請日から３か月以内に発行されたもの（納付すべき税額がない場合も必要） 発行機関：山形県内の各市町村税務担当課	×	○ 白黒コピー可
⑫	消費税及び地方消費税の納税証明書 ※（その３）、（その３の２）又は（その３の３） 「消費税及び地方消費税の未納がない証明書」 【未納があり納税の猶予を受けている場合】 ・「納税の猶予許可通知書」 又は ・「納税証明書（その１）」（猶予を受けている期間以外で未納がない旨を手書き等で記載すること） ※申請日から３か月以内に発行されたもの（納付すべき税額がない場合も必要） 発行機関：本店所在地管轄の税務署	×	○ 白黒コピー可
⑬	暴力団排除に関する誓約書（様式第４号） 申請者（役員等を含む）が暴力団員等でないこと等の誓約	×	○
⑭	社会保険・労働保険加入状況一覧表（様式第５号） 本店の加入状況について記載 （加入する義務がない場合は不要）	×	○

⑮	社会保険（健康保険・厚生年金保険）の本店の加入状況が確認できる書類 社会保険に加入している場合に提出 【例】 ・日本年金機構からの納入告知書 納付書・領収証書 ・健康保険組合からの納入告知書・領収証書 ・納付の猶予許可通知書 ※最新のもの又は申請時に最も近い時期のもの ※健康保険及び厚生年金保険の両方に加入している場合は、それぞれ加入していることが分かること 関係機関：本店所在地管轄の年金事務所、健康保険組合等	×	○ 白黒コピー可
⑯	労働保険（雇用保険・労働者災害補償保険）の本店の加入状況が確認できる書類 労働保険に加入している場合に提出 【例】 ・概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控） ・労働保険事務組合からの労働保険料等納入通知書 ・納付の猶予許可通知書 ※最新のもの又は申請時に最も近い時期のもの ※雇用保険及び労働者災害補償保険の両方に加入している場合は、それぞれ加入していることが分かること 関係機関：本店所在地管轄の労働局、労働保険事務組合等	×	○ 白黒コピー可

(3) 上記(2)の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。

(4) 申請書を提出した者は、入札の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。

(5) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和8年12月1日（火）までに通知する。

5 仕様書に関する質問等

(1) 仕様書に関し質問がある場合は、令和8年11月16日（月）午後5時までに契約担当部局に一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式第6号）により持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期限まで契約担当部局に到達しなければならない。

(2) (1)の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、1の場所において閲覧に供する。

6 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する入札の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。
- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

7 入札

- (1) 入札書の様式は、入札書（様式第7号）による。
- (2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとするが、郵送による提出も認める。（書留郵便に限る。）
- (3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「入札の名称」を記載すること。
- (4) 入札書を郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に厳封の上、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、令和8年12月3日（木）午後5時までに契約担当部局に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。
- (5) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（様式第8号）を作成し提出させること。
- (6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。
- (7) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、契約期間内の業務の遂行に必要な打合せ等の付随業務に係る旅費、日当、使用料、その他一切の諸経費を含む総額とする。

8 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。

開札に立ち会わない入札者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒に、受取人の住所、氏名又は名称等を明記のうえ、所定の料金の切手を貼ったものを入札書とともに提出しなければならない。

9 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札

- (2) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

10 広告掲載料

広告掲載料として申し込む価格（入札金額）は、553,000円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、広告原稿の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

11 落札者の決定方法

- (1) 入札者の中で、上記10に示す価格以上で最高の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としな

い。

12 開札結果の公表

開札の結果については、その内容（入札年月日、入札の名称、最低広告掲載料、落札額、落札者の住所・所在地の市町村名（県外の場合は県名も）、落札者の個人・法人の区分、応札者数）を公表する。

13 その他

- (1) 広告掲載に係る日程等は、別紙のとおりとする。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (4) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- (5) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。

- (6) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。
- (7) 本件契約の条項は、別に示す契約書（書式）による。
- (8) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。

広 告 掲 載 等 の 日 程

第1 広告掲載に係る日程

広告掲載に係る日程は、次のとおりです。

(1) 募集期間

令和8年10月16日（金）～ 令和8年11月16日（月）午後5時必着

(2) 入札参加者の決定及び通知

令和8年11月下旬

(3) 入札及び落札者の決定

令和8年12月4日（金）

(4) 広告掲載業務契約の締結

令和8年12月中旬

(5) 広告原稿の県への提出

令和8年12月下旬

(6) 広告印刷の最終確認

令和9年1月下旬

(7) 広告掲載料の県への支払い

令和9年3月中旬

第2 県の自動車税納税通知書用封筒の作成に係る日程

県は、広告掲載に係る契約を締結した後、直ちに自動車税納税通知書用封筒の作成を始めますが、その具体的な日程は、次のとおりです。

(1) 印刷業者の選定

令和9年1月中旬

(2) 封筒及び広告印刷の最終確認

令和9年1月下旬

(3) 封筒の県への納品

令和9年3月

(4) 印刷代金の印刷業者への支払い

令和9年4月

様式第 1 号（一般競争入札参加資格確認申請書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

（申請者）住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

（担当者）部署
職 氏名
電話番号

一般競争入札参加資格確認申請書

下記に係る入札参加資格について確認されたく申請します。
なお、公告された資格を有することについては事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告日及び名称
- (1) 入札公告日 令和 8 年10月16日（金）
- (2) 入札の名称 令和 9 年度山形県自動車税納税通知書用封筒への広告掲載
権利の売却に係る入札
- 2 広告の内容
- 3 広告主（申込者と広告主が同一の場合は記載不要）

- （注）1 「広告の内容」には、掲載を希望する広告内容（例えば、〇〇のイメージアップ広告等）を記入し、広告の素案（他の広告媒体等に掲載した原稿でも可）を添付してください。
- 2 「広告の内容」「広告主」に関しては、別途審査会にて審査し、内容の修正協議を要する場合があります。
- 3 申込者及び広告主について、会社の業務内容がわかる会社概要や会社のホームページのURLなどの資料を添付してください。
- 4 入札参加の可否については、11月下旬に文書にて通知します。

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

様式第2号（県内事業所一覧表）

*本店以外の全ての事業所について記入してください。

県内事業所一覧表

商号又は名称	
--------	--

*山形県内の事業所が本店のみの場合、この様式は提出不要です。

[illegible]

様式第 3 号（契約履行実績一覧表）

＊任意様式可（ただし、下記の内容が記載されていること。）

契約履行実績一覧表

商号又は名称	
--------	--

契約金額	広告掲載年月	広告掲載媒体名	契約相手 (官公庁名)
(記入例) 500千円	令和 8 年 4 月	自動車税納税通知書用封筒	山形県
千円			
千円			
千円			
千円			
千円			
千円			
千円			
千円			
千円			
千円			

＊申請日を基準日とし、国又は地方公共団体に対し、過去 2 か年以内に納入又は業務完了したもの（長期継続契約の中間報告を除く）を記入してください。

＊ 1 件50万円以上のものを契約金額（税込）の大きい順に記入してください。

暴力団排除に関する誓約書

☐ 私 ☐ 当社は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 山形県との契約事案について、下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約（資材、原材料及び物品の購入契約並びにその他の契約）を締結することはしません。
- 3 下記の該当の有無を確認するために、山形県から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿等に記載された情報等が山形県警察本部に提供されることについて同意します。
- 4 暴力団の不当な要求には応じません。また、山形県との契約事案について不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「110番通報等」）するとともに、山形県に報告します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が入札参加資格の制限等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であること。

山形県知事 吉村 美栄子 殿

年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

様式第 5 号（社会保険・労働保険加入状況一覧表）
※ 「1 加入」を選択した場合は下記※ 2 のとおり添付書類が必要です。

社会保険・労働保険加入状況一覧表

商号又は名称	
--------	--

法定保険の種類		加入状況及び加入義務なしの該当理由
社会保険	健康保険	☐ 1 加入 ☐ 2 未加入（競争入札の参加資格を有しません。） ☐ 3 加入義務無し →該当理由 ☐ 個人事業主で、労働者 5 人未満のため ☐ 個人事業主で、加入義務がない業種のため 業種： ☐ その他（具体的に記入）：
	厚生年金保険	☐ 1 加入 ☐ 2 未加入（競争入札の参加資格を有しません。） ☐ 3 加入義務無し →該当理由 ☐ 個人事業主で、労働者 5 人未満のため ☐ 個人事業主で、加入義務がない業種のため 業種： ☐ その他（具体的に記入）：
労働保険	雇用保険	☐ 1 加入 ☐ 2 未加入（競争入札の参加資格を有しません。） ☐ 3 加入義務無し →該当理由 ☐ 被保険者となる従業員がいないため（代表及び役員のみ、同居する親族のみでの経営等） ☐ 個人事業主で、労働者 5 人未満であり、加入義務がない業種のため 業種： ☐ その他（具体的に記入）：
	労働者災害補償保険	☐ 1 加入 ☐ 2 未加入（競争入札の参加資格を有しません。） ☐ 3 加入義務無し →該当理由 ☐ 被保険者となる従業員がいないため（代表及び役員のみ、同居する親族のみでの経営等） ☐ 個人事業主で、労働者 5 人未満であり、加入義務がない業種のため 業種： ☐ その他（具体的に記入）：

※ 1 「3 加入義務無し」に✓を付した場合は、該当理由について、いずれか該当するものに✓を付し、必要に応じて業種や理由を明記すること

※ 2 （1）社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入状況が確認できる書類の写しを添付すること
（※健康保険と厚生年金保険の加入状況が異なる場合は、各々における添付書類を提出すること）

【例】

- ・納入告知書（納付書・領収証書）
- ・保険料納入告知額・領収済額通知書
- ・社会保険料納入確認書
- ・納入告知書・領収証書（健康保険組合発行）
- ・納付の猶予許可通知書

それぞれの申請時の最も近い時期に納付したもの

（2）労働保険（雇用保険・労働者災害補償保険）の加入状況が確認できる書類の写しを添付すること

【例】

- ・概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）
- ・労働保険料等納入通知書（労働保険事務組合発行）
- ・納付の猶予許可通知書

それぞれの申請時の最も近い時期に納付したもの

様式第 6 号（一般競争入札仕様書等に関する質問書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

競 争 入 札 に 関 す る 質 問 書

下記入札に係る仕様書等について、下記のとおり質問します。

記

1 入札公告日及び名称

- (1) 入札公告日 令和 8 年10月16日（金）
- (2) 入札の名称 令和 9 年度山形県自動車税納税通知書用封筒への広告掲載
権利の売却に係る入札

2 質問事項等

--

様式第 7 号（入札書）

入 札 書	
令和 年 月 日	
山形県知事 吉村 美栄子 殿	
入札者 住 所 又 は 所 在 地 ^{※1} 氏名又は名称及び代表者名	
⑩	
〔 代理人氏名 ^{※2} ⑩ 〕	
山形県財務規則により入札条件を承認し、下記のとおり入札します。	
記	
入 札 金 額	¥
入札保証金額	免 除
入 札 の 名 称 及 び 規 格	令和 9 年度山形県自動車税納税通知書用封筒への 広告掲載権利の売却に係る入札 (規格は入札説明書及び仕様書のとおり)
数 量	—
納 入 場 所 又は引渡場所	山形県総務部税政課
履 行 期 間 又は履行期限	令和 9 年 3 月 31 日まで
摘 要	

備考 「摘要」欄には物件売払契約に係る入札の場合にあっては代金納入期限等その他の場合にあっては必要事項を記入すること。

※ 1 入札者の「住所又は所在地」並びに「氏名又は名称及び代表者名」は、必ず記載すること。（代理人が入札する場合であっても、記載すること。その場合、押印は不要。）
※ 2 代理人が入札する場合は、※ 1 の記載に加え、〔 〕欄に記名・押印のうえ入札すること。

令和9年度山形県自動車税納税通知書用封筒への 広告掲載権利の売却に係る仕様書

この仕様書は、令和9年度山形県自動車税納税通知書用封筒への広告掲載権利の売却に係る必要事項を定めるものである。

1 広告を掲出する媒体等

(1) 広告媒体

令和9年度山形県自動車税納税通知書用封筒

封筒作製通数 335,000通

※毎年4月1日現在の納税義務者に発送するため、封筒作製通数と発送数には差異が生じる場合がある。(令和8年度発送実績 315,480通)

(2) 自動車税納税通知書発送時期

令和9年4月下旬又は5月上旬

(3) 掲載広告の規格

- | | |
|-----------|-----------------|
| ① 掲載位置 | 自動車税納税通知書用封筒の裏面 |
| ② 掲載サイズ | 縦7.0cm×横17.0cm |
| ③ 使用できる色数 | 1色(黒) |
| ④ 掲載枠数 | 1枠 |

2 広告の範囲等

- (1) 山形県広告掲載要綱(以下「要綱」という。)第3条第1項各号及び令和9年度自動車税納税通知書用封筒広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)第4条第1項第各号に規定する広告は掲載することができない。
- (2) 要綱第3条第2項各号及び掲載基準第4条第2項各号に規定する者又は団体のほか、山形県税(県税に附帯する税外収入を含む。)若しくは消費税を滞納している者又は団体が広告主(広告取扱業者が広告掲載を申し込む場合にあつては、広告取扱業者を含む。以下同じ。)となる広告は掲載することができない。
- (3) 広告掲載に係る具体的基準については、掲載基準第5条及び第6条の規定による。

3 掲載する広告物等の審査

- (1) 広告主は、掲載する広告物の内容について、要綱及び掲載基準に定めるところにより「山形県自動車税納税通知書用封筒広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)」の審査を受けるものとする。
- (2) 広告主は、前項に規定する審査を受け、承認を受けなければ広告を掲載することができない。
- (3) 審査委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め意見又は説明を求めるときがある。

4 広告の掲載方法

広告主は、広告枠に収まる広告を、契約に関する事務を担当する部局へ電子データにて提出すること。同部局は令和9年度自動車税納税通知書用封筒作成業者へ当該電子データを引き渡し、広告枠への掲載を指示する。

5 費用の負担

広告の電子データ作成及び提出に係る経費は、広告主の負担とする。

6 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。
- (2) 広告主は、広告の掲載により県及び第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。
- (3) 広告主の責めに帰すべき事由により、令和9年度自動車税納税通知書用封筒が使用できなくなった場合は、広告主の負担で同封筒を別に用意しなければならない。

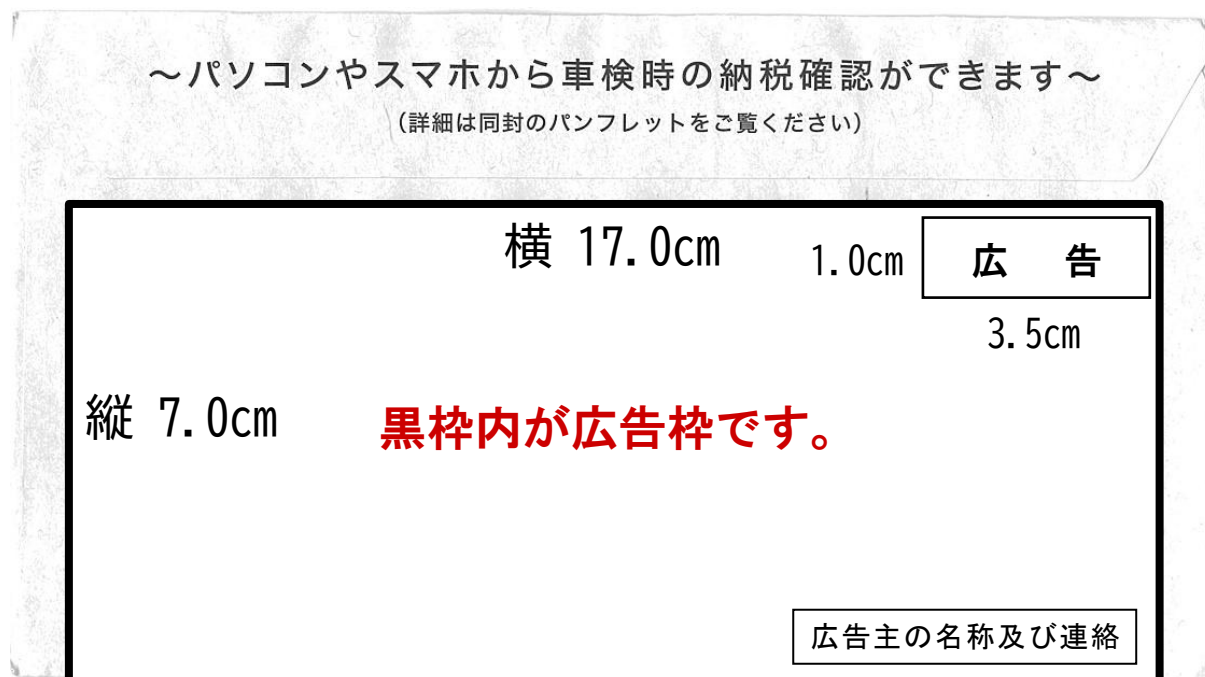
●広告掲載イメージ

※ 封筒は令和8年度に発送したものです

▼表面



▼裏面



※ 広告を掲載する際には、上記の「広告」の表示と広告主の名称及び連絡先の表記が必要です。
※ 枠の寸法は実寸ではありません。

契約書

契約の名称 令和9年度山形県自動車税納税通知書用封筒への広告掲載権利の売却
契 約 料 ￥ 円（うち消費税及び地方消費税 ￥ 円）
契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額とする。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

頭書の契約について、山形県知事 吉村 美栄子（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲は、令和9年度自動車税納税通知書用封筒に乙の広告を掲載し、乙は甲に対しその対価を支払う。
- 2 前項の広告の仕様は、別紙「令和9年度山形県自動車税納税通知書用封筒への広告掲載権利の売却に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づくものとする。
- 3 仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲と乙が協議して定める。

（広告掲載内容の承諾）

- 第2条 甲は、乙が提出した広告内容を承諾したときは、承諾書をもって乙に通知する。

（契約料の支払い）

- 第3条 乙は、封筒に掲載した広告の代金として、令和8年度内に甲が発行する納入通知書により、甲が指定する納期限までに契約料を納入しなければならない。
- 2 乙は、納期限までに納入金額を甲に納入しない場合は、納期限の翌日から納入した日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第4条 乙は、契約内容の処理に関し、故意又は過失により、甲に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定による賠償額は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（権利、義務の譲渡禁止）

- 第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

（協議による契約の解除等）

- 第6条 甲は、必要がある場合には、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(契約の解除等)

第7条 甲は、乙（乙が広告取扱業者であるときは、乙又は広告主。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
- (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (4) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 個人である場合には、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）であると認められるとき。

ト 第6条の規定により甲からの承認を得た権利又は義務の譲渡に当たり、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

チ 乙が、イからへまでのいずれかに該当する者を権利又は義務の譲渡の相手方としていた場合（トに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の場合、甲は乙に生じた損害についてその責任を負わないものとする。

3 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

4 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は甲と乙が協議して定める。

5 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、甲に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、乙は、甲に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

- 6 第1項第4号の規定による契約解除の場合には、乙は、甲に与えた損害を賠償しなければならない。
この場合の賠償額は甲と乙が協議して定める。
- 7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により乙に通知するものとする。

(談合等に係る契約解除)

第8条 前条に定める場合のほか、甲は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
 - (2) 乙が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (3) 乙が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 乙は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 この契約の履行後に、乙が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
- 4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第9条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 仕様の大幅な変更により契約の目的を達成することができないとき。
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により契約を履行することができないとき。
- 2 前項の場合、乙は甲に生じた損害についてその責任を負わないものとする。

(乙の責務)

第10条 乙は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとし、権利の侵害をはじめ第三者に不利益を与える行為その他の不当な行為をしてはならない。

- 2 乙は、掲載された広告に起因して甲又は第三者に対し損害を与えたときは、その損害を賠償する義務を負う。

3 乙の責めに帰すべき事由により広告の掲載を中止するときは、これに伴う経費は乙が負う。

(事故発生のお知らせ)

第11条 乙は、契約内容の処理に関し事故が生じたときは、直ちに甲に対し通知するとともに、遅滞なくその状況について書面をもって甲に報告しなければならない。

(履行不能の場合の措置)

第12条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとする。この場合、乙は当該部分についての契約料の支払義務を免れるものとする。

(疑義についての協議)

第13条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

甲と乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子

乙